社会福祉法人青梅みどり福祉会

役員等の報酬等の額及び役員等に対する報酬等の支給の基準

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人青梅みどり福祉会の役員等が、会議等への出席に要する報酬等の額及び支給の基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　前条の役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員とする。

２　会議等とは、理事会、監事会、評議委員会及び評議員選任・解任委員会への出席の他、法人の業務として、東京都、青梅市及び青梅市保育園理事長会等が関係する会議への出席を含むものとする。

３　報酬は役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（報酬等の額及び支給の基準）

第３条　第２条第２項に定める会議等への出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　前項のほか、会議等が遠方で行われる場合には、別表２により必要に応じて旅費、宿泊費及び食事代等の実費を支給することができる。

３　交通費は実費とする。

４　第１項及び第２項の規定に関わらず、役員等の報酬支給に要する拠点区分会計の財務状況により、役員報酬を支払わない場合がある。

（兼務職員）

第４条　当法人が運営する施設の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

（事務取扱）

第５条　報酬の支出については、所得税法に定める給与所得として乙欄給与日額表を適用し、事務取扱を行うこととする。

（改正）

第５条　この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付　則

１　この規程は平成２９年６月１５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

２　社会福祉法人青梅みどり福祉会法人役員報酬規程は廃止する。

別表１　役員等報酬（日額）

名　　称	報　　酬	実費弁償費
理事の出席報酬等	７，０００円	実費相当額
監事の出席報酬等	７，０００円	実費相当額
評議員の出席報酬等	７，０００円	実費相当額
評議員選任・解任委員会委員の出席報酬等	７，０００円	実費相当額

別表２　旅費等（日額）

旅　費	宿泊費	報　酬	その他必要経費
実　費	１５，０００円	７，０００円	実　費